

結核定期健康診断 Q&A

Q 1 結核の定期健康診断は必ず行わなければならないか。

A 1

感染症法の規定により、学校、病院・診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設、矯正施設の長は、結核の定期健康診断を実施し、管轄の保健所に報告することが義務付けられています。

結核の定期健康診断は、結核発症の危険性が高い方や発症すると二次感染を生じやすい職業に従事する方に対して実施を義務付けることにより、結核の早期発見及びまん延の防止を図ることを目的としています。

適切な健康診断の実施、並びに保健所への報告につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

Q 2 健康診断を行わなかった場合に罰則等はあるか。

A 2

罰則はありませんが、感染症法により義務付けられていますので、必ず実施するようお願いいたします。

Q 3 健康診断の対象者はだれか。

A 3

報告の義務がある施設の一覧は、次の通りです。

施設区分	対象者	実施回数
1.病院・診療所・助産所・介護老人保健施設	「職員」	年1回
2.社会福祉施設※1	「職員」及び「65歳以上の入所者」	年1回
3.小学校・中学校等	「職員」	年1回
4.大学（短期大学含む）・高等学校・高等専門学校・専修学校又は各種学校※2	「職員」及び「本年度入学した学生」	年1回
5.刑事施設	「20歳以上の収容者」	年1回

※1 社会福祉施設とは、社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設

- 第1号（生活保護法関係）：救護施設、更生施設
- 第3号（老人福祉法関係）：養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム
- 第4号（障害者総合支援法関係）：障害者支援施設
- 第6号（女性支援新法関係）：女性自立支援施設

※2 修業年限が一年未満のものを除く。

Q 4 職場の定期健康診断や人間ドックで行った胸部エックス線撮影の結果を報告してよいか。

A 4

差し支えありません。対象者が年度内に胸部エックス線撮影を受診し、結果を施設に提出した場合は、受診者として計上してください。

Q 5 次のような職員は健康診断の対象となるか。

- ①非常勤職員・派遣職員
- ②事務員など、利用者と直接接触することのない職員
- ③退職した職員
- ④産休育休や病気休暇等により不在の職員

A 5

①②…雇用形態や業務内容にかかわらず、業務に従事している全ての職員が対象となります。

③④…在籍時に健康診断を受診した場合は、報告書の“イ”又は“ウ”に計上してください。受診していない場合は“エ”に人数を記載してください。

いずれの場合であっても、報告書の“ア”にも計上するようお願いいたします。

Q 6 健康診断を年に複数回実施した職員の場合、どのように記載すべきか。

A 6

受診者1人として計上してください。

Q 7 複数の施設で従事する職員は、いずれの施設から報告すべきか。

A 7

主な所属先からご報告ください。

なお、健康診断に関する記録は、事業者ごとに保存する義務がありますのでご注意ください。

Q 8 職員により実施月が異なる場合、実施年月の項目をどのように表記したらよいか。

A 8

「実施年月 令和6年〇月 ~ ×月」 等と記載してください。

Q 9 間接撮影・直接撮影の違いは何か

A 9

胸部エックス線の撮影方法の違いです。一般的に、間接撮影は健診車、直接撮影は病院等医療機関で行われます。

Q 10 デジタル撮影の場合、どの欄に記載すべきか。

A 10

デジタル撮影の場合は、健診車であっても直接撮影に計上してください。